

勝央町建設工事等最低制限価格取扱要領

平成25年10月25日

告示第101号

(趣旨)

第1条 この要領は、勝央町が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)及び測量、建設コンサルタント業務等の競争入札において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項の規定(同令第167条の13において準用する場合を含む。)に基づき、最低制限価格(消費税額及び地方消費税の額を除く。以下同じ。)を設定する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 勝央町建設工事等電子入札実施要綱(平成30年訓令第2号)に規定する電子入札システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。
- (3) 紙入札 電子入札によらない紙媒体により執行する入札手続をいう。
- (4) くじ番号 電子入札の場合にあっては、入札者が入札金額を登録する際に入力する3桁の数字のことをいい、紙入札の場合にあっては、くじにより決定した1桁の数字をいう。
- (5) 到着ミリ秒 電子入札システムに入札金額が登録された時刻のミリ秒をいう。
- (6) 決定くじ番号 電子入札の場合にあっては、くじ番号と到着ミリ秒との和をいい、紙入札の場合にあっては、くじ番号を決定くじ番号とする。ただし、和の値が4桁となった場合は、下3桁の値を採用する。

(対象)

第3条 最低制限価格を設定する対象は、競争入札に付する建設工事及び測量、

建設コンサルタント業務等とする。ただし、最低制限価格を設定することが
適当でない町長が認めるものについては、これを設定しないことができる。

(最低制限価格等の決定方法)

第4条 競争入札に付する事項の最低制限価格を設定する場合、町長は、最低制
限価格又は最低制限価格基準率(以下「基準率」という。)を決定するものとす
る。

2 再入札が行われる場合の最低制限価格は、1回目の入札で決定された最低制
限価格と同じ金額とする。

(最低制限価格の算定方法等)

第5条 電子入札による場合の最低制限価格は、予定価格(消費税額及び地方消費
税の額を含まない。以下同じ。)に、次の率を乗じて算定した額とする。

(1) 建設工事は、次の計算式により算定した額とする。ただし、予定価格に
消費税額及び地方消費税の額を加えた額が1千万円未満の場合、算定した額
に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とし、予定価格
に消費税額及び地方消費税の額を加えた額が1千万円以上の場合、算定した
額に10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。予
定価格×(基準率−(0.0015X+0.00015Y))

(2) 測量、建設コンサルタント業務等は、次の計算式により算定した額とす
る。ただし、算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り
捨てた額とする。予定価格×(基準率+(0.0015X+0.00015Y))

2 電子入札の場合、入札者は入札時に3桁のくじ番号を入力するものとし、有
効な入札をした者の決定くじ番号の和の十の位の数字をXに代入し、一の位
の数字をYに代入するものとする。

3 紙入札の場合、決定くじ番号の数字をX及びYに代入するものとする。

4 開札の結果、予定価格の制限の範囲内であって第1項の規定により算定した
額以上の入札の数が1以上あれば、当該算定額を最低制限価格として決定す
るものとする。

(落札者の決定)

第6条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、1回目の入札で最低制限価格を下回る入札した者は、再入札に参加できないものとする。

(不調時の措置)

第7条 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者がいないときは、改めて競争入札(随意契約を含む。)に付する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成25年12月1日以降に公告又は指名通知する建設工事等について適用する。

附 則(令和5年6月30日告示第61号)

この告示は、令和5年7月1日から施行する。

附 則(令和7年3月26日告示第24号)

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日以降に公告又は指名通知する建設工事等から適用する。